八戸市議会の議会改革取り組み概要 (平成23年6月~平成26年12月)

1 議会改革検討委員会設置

当市議会では、議長より議会改革への取り組みについて提案があったことから、 平成23年6月に議会改革検討委員会を設置し、市民に開かれた議会を目指すととも に、議会を取り巻く様々な状況の変化に適時・的確に対応するため、議会改革に取 り組んできた。

2 議会改革取り組み事項

	主な内容
1	 ○議員定数の削減 議員定数を36人から32人に改正する。 平成23年9月定例会に「八戸市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議会案として提案、可決。(H23.9.27条例公布) ・次の一般選挙から条例施行。【平成27年5月2日から議員定数32人】
2	 ○視察の見直し ・各特別委員会の視察については、隔年(2年に1回)で実施する。 ただし、特に必要と認める場合はこの限りではない。 ・議員の海外視察基準を「3期から6期まで」に改正。 (変更前:3期以上、5期以上、7期以上の議員が対象) 【平成24年度から実施】
3	○一問一答方式を導入本会議での一般質問及び質疑に一問一答方式を導入し、これまでの一括質問・一括答弁方式との選択制で実施する。【平成25年6月定例会より実施】
4	 ○予算・決算特別委員会付託議案に対する本会議での討論実施 予算・決算特別委員会付託議案に対する討論は、会派代表討論及び個人討論として本会議で実施する。これまで、予算・決算特別委員会で実施してきた総括意見(会派代表・個人)は平成24年9月定例会で廃止した。 【平成25年3月定例会より実施】
5	○表決した議案等に対する議員の賛否を公開 表決した議案等に対する各議員の賛否を、市議会ホームーページ及び市議会だよりで全部公開する。 ただし、市議会だよりへの掲載については、紙面構成に合わせて対応する。 【平成24年9月定例会の表決結果より実施】

6 ○ ○市議会だよりの見直し

市議会だより掲載内容は、地方自治法に基づく議会の役割に関する事項を優先 して掲載する。また、広く議会活動の周知が図られるよう定例会以外の活動につ いても可能な範囲で掲載する。各号のページ数は6ページを基本とする。

【平成25年4月発行分から実施】

7 | 〇議員報酬の減額

議長、副議長及び議員の報酬を平成25年4月1日から2%減額する。

	改定後	改定前	引き下げ額
議長	月額 657,000円	月額 671,000円	▲14,000円
副議長	月額 599,000円	月額 612,000円	▲13,000円
議員	月額 571,000円	月額 583,000円	▲12,000円

・平成24年12月定例会に「八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について」を議会案として提案、可決。

【平成25年4月1日から実施】

8 | 〇質問者席設置

議場に質問者席を設け「対面演壇方式」を取り入れて一般質問を実施する。 【平成25年6月定例会より実施】

9 ○ ○ 市議会だより編集会の廃止

議員で構成する「はちのへ市議会だより編集会」を廃止し、編集・発行に関する重要な案件については、議長を座長とする各派交渉会で協議することとする。

【平成 25 年 12 月より廃止】

10 | 〇各種審議会等への議員の参画見直し

議会の厳正な監視機能の発揮と住民の直接的な市政参画を拡充するために、議員は、市の附属機関に参画をしない。

ただし、法令により議員の参画が定められているもの及び、属人的な立場で委員に選任される場合は除く。

【平成27年4月1日より実施】

11 〇市長が専決処分できる軽易な事項の追加指定について

法令の改正又は廃止に伴う当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定の整理並びに、条例の主旨を変更しない範囲内の字句の修正については、議会及び執行機関の事務の効率化が図られることから、市長が専決処分できる軽易な事項として追加指定する。

・平成26年9月定例会に「市長が専決処分できる軽易な事項の指定について」 の改正案を議会案として提案し、可決。

【平成 26 年 9 月 19 日より実施】

12 ○議案等の公開

議会の透明性を推進するため、行政側から提出された議案及び委員会等の資料は、指定の場所や議会ホームページで公開する。

【平成26年9月定例会より実施】

13 〇議決事件の拡大

二元代表制のもとで議会の役割を果たすため、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件に、総合的かつ計画的な市政運営を図るための総合計画を加えることとし、八戸市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する。議会の議決すべき事件の拡大については、必要があった際に検討する。

・平成26年9月定例会に条例改正案を議会案として提案し、可決。

【平成26年9月26日より条例施行】

14 〇議会基本条例について

当市議会が取り組んだ議会改革を将来にも継続させるとともに、議会が市民の代表たる多人数による合議制の機関として、市民の意思を市政に的確に反映させ、いつの時代においても議会としての機能を十分に発揮し、議会及び議員が果たすべき役割を明確にし、市民にわかりやすく市民に開かれた議会運営を目指すために、八戸市議会基本条例(案)を作成した。

また、八戸市議会基本条例(案)に市民の皆様の意見を反映するため、パブリックコメント(市民意見公募)手続を行うこととした。

【平成27年4月1日八戸市議会基本条例施行予定】

15 | 〇議会報告会の開催

市民と共にまちづくりを推進するため、八戸市議会の議会活動及び議会改革の取り組みを市民に報告し、市民との意見交換を行うために議会報告会を開催する。 【平成27年1月28日実施】

16 │ ○請願・陳情者の趣旨説明

議会への市民参加を推進し、議会審査の充実を図るため、請願・陳情の提出者が希望する場合には、請願・陳情の審査を付託された委員会の会議の場で、趣旨説明できることとした。

【平成27年3月定例会より実施】

17 | 〇陳情の委員会付託の取り扱いについて

これまで、陳情を委員会に付託しなかった先例等を参考に、委員会に付託しない取り扱いとする陳情の内容を明文化した。

【平成27年3月定例会より実施】

18 〇タブレット端末の導入

議会は、印刷経費などのコスト削減及び事務効率化や省力化の観点から、市執行部が議員に配布している会議資料や冊子などの紙資料を減らす「ペーパーレス化」を図るとともに、議員への情報伝達の迅速化、インターネット活用による政務調査活動の充実を図るため、タブレット端末を導入する。

【平成27年度より導入予定】